

# 令和5年 不正競争防止法など の改正情報

2023年4月4日  
Rita特許事務所  
野中 剛

注意:

2023年3月10日、「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第211回通常国会に提出されたもので、未だ可決されたものではありません。

# 令和5年 改正情報

- 1 デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえた  
ブランド・デザイン等の保護強化
  - 1.1 登録可能な商標の拡充
  - 1.2 意匠登録手続の要件緩和
  - 1.3 デジタル空間における模倣行為の防止
  - 1.4 営業秘密・限定提供データの保護の強化
- 2 コロナ禍・デジタル化に対応した  
知的財産手続等の整備
  - 2.1 送達制度の見直し
  - 2.2 書面手続のデジタル化等のための見直し
  - 2.3 手数料減免制度の見直し
- 3 国際的な事業展開に関する制度整備
  - 3.1 外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充
  - 3.2 国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化

## 1.1.1 登録可能な商標の拡充

## 先行商標権者の同意があり

## 出所混同のおそれがない場合には登録可能にする

- ・ 商4条1項11号に該当する商標であっても、その商標登録出願人が、商標登録を受けることについて同号の他人の承諾を得ており、かつ、当該商標の使用をする商品又は役務と同号の他人の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務との間で混同を生ずるおそれがないものについては、同号の規定は、適用しない。(商4条4項)
- ・ 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について異なった日に二以上の商標登録出願があったときは、最先の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。ただし、後の日に商標登録出願をした商標登録出願人が、商標登録を受けることについて先の日に商標登録出願をした商標登録出願人の承諾を得ており、かつ、当該後出願人がその商標の使用をする商品又は役務と当該先出願人がその商標の使用をする商品又は役務との間で混同を生ずるおそれがないときは、当該後出願人もその商標について商標登録を受けることができる。(商8条1項)
- ・ 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について同日に二以上の商標登録出願があったときは、商標登録出願人の協議により定めた一の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。ただし、全ての商標登録出願人が、商標登録を受けることについて相互に承諾しており、かつ、それぞれの商標の使用をする商品又は役務との間で混同を生ずるおそれがないときは、当該全ての商標登録出願人がそれぞれの商標について商標登録を受けることができる。(商8条2項)

## 1.1.2 登録可能な商標の拡充

### 先行商標権者の同意があり

### 出所混同のおそれがない場合には登録可能にする

- ・ 商8条2項本文の協議が成立せず、又は商8条4項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、特許庁長官が行う公正な方法によるくじにより定めた順位における最先の商標登録出願人のみが商標登録を受けることができる。ただし、当該くじにより定めた順位における後順位の商標登録出願人が、商標登録を受けることについて先順位の商標登録出願人の承諾を得ており、かつ、当該後順位出願人がその商標の使用をする商品又は役務と当該先順位出願人がその商標の使用をする商品又は役務との間で混同を生ずるおそれがないときは、当該後順位出願人もその商標について商標登録を受けることが出来る。(商8条5項)
- ・ 商8条1項ただし書又は商8条5項ただし書の場合において、先出願人又は先順位出願人の商標が商標登録され、その登録商標に係る商標権が移転されたときは、その登録商標に係る商標権者を先出願人又は先順位出願人とみなして、これらの規定を適用する。(商8条6項)

## 1.1.3 登録可能な商標の拡充

### 先行商標権者の同意があり

出所混同のおそれがない場合には登録可能にする  
上記により登録された商標について、不正の目的なくその  
商標を使用する行為等を不正競争として扱わない

- 不正競争防止法第3条から第15条まで、21条及び22条の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。  
不正競争防止法第2条1項1号及び2号に掲げる不正競争、商4条4項に規定する場合において商標登録がされた結果又は商8条1項ただし書、商8条2項ただし書若しくは商8条5項ただし書の規定により商標登録された結果、同一の商品若しくは役務について使用をする類似の登録商標又は類似の商品若しくは役務について使用をする同一若しくは類似の登録商標に係る商標権が異なった商標権者に属することとなった場合において、その一の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者が不正の目的でなく当該登録商標の使用をする行為(不19条1項3号)

## 1.1.4 登録可能な商標の拡充

## 混同防止表示請求

- ・ 次に掲げる事由により、同一の商品若しくは役務について使用をする類似の登録商標又は類似の商品若しくは役務について使用をする同一若しくは類似の登録商標に係る商標権が異なった商標権者に属することとなった場合において、その一の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の指定商品又は指定役務についての登録商標の使用により他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者の業務上の利益が害されるおそれのあるときは、当該他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者は、当該一の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者に対し、当該使用について、その者の業務に係る商品又は役務と自己の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。(商24条の4)
  - 一 商4条4項の規定により商標登録されたこと。
  - 二 商8条1項ただし書、商8条2項ただし書又は商8条5項ただし書の規定により商標登録がされたこと。
  - 三 商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があった日以後に商標登録出願により生じた権利が承継されたこと。
  - 四 商標権が移転されたこと。

## 1.1.5 登録可能な商標の拡充

### 商標登録取消審判

- ・ 商24条の4各号に掲げる事由により、同一の商品若しくは役務について使用をする類似の登録商標又は類似の商品若しくは役務について使用をする同一若しくは類似の登録商標に係る商標権が異なった商標権者に属することとなった場合において、その一の登録商標に係る商標権者が不正競争の目的で指定商品又は指定役務についての登録商標の使用であって他の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるものをしたときは、何人も、その商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。(商52条の2)

## 1.1.6 登録可能な商標の拡充

### 他人の氏名を含む商標の登録要件

- ・ 次に掲げる商標については、商3条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。  
(商4条1項)
- 八 他人の肖像若しくは他人の氏名(商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名に限る)若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標(その他人の承諾を得ているものを除く)又は他人の氏名を含む商標であって、政令で定める要件に該当しないもの



## 1.2 意匠登録手続の要件緩和

### 創作者等が出願前にデザインを複数公開した場合の 救済措置を受けるための手続の要件緩和

- ・ 意4条2項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、意3条1項1号又は2号に該当するに至った意匠が居4条2項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を意匠登録出願の日から30日以内に特許庁長官に提出しなければならない。ただし、同一又は類似の意匠について意3条1項1号又は2号に該当するに至る起因となった意匠登録を受ける権利を有する者の二以上の行為があったときは、その証明書の提出は、当該二以上の行為のうち、最先の日に行われたものの一の行為についてすれば足りる。(意4条3項)

## 1.3 デジタル空間における模倣行為の防止

商品形態の模倣行為について、  
デジタル空間上でも不正競争行為の対象とし、  
差止請求権等を行使できるようにする

- ・ この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。
- 三 他人の商品の形態（当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く）を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸し渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為（不2条1項3号）

## 1.4.1 営業秘密・限定提供データの保護の強化

ビッグデータを他社に共有するサービスにおいて、  
データを秘密管理している場合も含め  
限定提供データとして保護し、  
侵害行為の差止請求等を可能とする

- ・ この法律において「限定提供データ」とは、業として特定の者に提供する情報として電磁的方法により相当量蓄積され、及び管理されている技術上の情報(営業秘密を除く)をいう。(不2条7項)

## 1.4.2.1 営業秘密・限定提供データの保護の強化

### 損害賠償訴訟で被侵害者の生産能力等を超える損害分の 使用許諾料相当額 増額請求(営業秘密等の保護強化)

- ・ 不2条1項1号から16号まで又は22号に掲げる不正競争によって営業上の利益を侵害された者が故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、侵害者がその侵害の行為を組成した者を譲渡したとき、又はその侵害の行為により生じた役務を提供したときは、次に掲げる額の合計額を、被侵害者が受けた損害の額とすることができる。(不2条5項)
  - 一 被侵害者がその侵害の行為がなければ販売することができた物又は提供することができた役務の単位数量当たりの利益の額に、侵害者が譲渡した当該物又は提供した当該役務の数量のうち被侵害者の販売又は提供の能力に応じた数量を超えない部分を乗じて得た額
  - 二 譲渡等数量のうち販売等能力相応数量を超える数量又は特定数量がある場合におけるこれらの数量に応じた次のイからホまでに掲げる不正競争の区分に応じて当該イからホまでに定める行為に対し受けるべき金銭の額に相当する額
    - イ 不2条1項1号又は2号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商品等表示の使用
    - ロ 不2条1項3号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商品の形態の使用
    - ハ 不2条1項4号から9号までに掲げる不正競争 当該侵害に係る営業秘密の使用
    - ニ 不2条1項11号から16号までに掲げる不正競争 当該侵害に係る限定提供データの使用
    - ホ 不2条1項22号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商標の使用

## 1.4.2.2 営業秘密・限定提供データの保護の強化

### 損害賠償訴訟で被侵害者の生産能力等を超える損害分の 使用許諾料相当額 増額請求(営業秘密等の保護強化)

- ・ 裁判所は、不5条1項2号イからホまで及び不5条3項各号に定める行為に対し受けるべき金銭の額を認定するに当たっては、営業上の利益を侵害された者が、当該行為の対価について、不正競争があったことを前提として当該不正競争をした者との間で合意をすることとしたならば、当該営業上の利益を侵害された者が得ることとなるその対価を考慮することができる。(不5条4項)

## 1.4.2.3 営業秘密・限定提供データの保護の強化

## 技術上の秘密取得者の技術上の秘密を使用する行為等の推定

- ・ 技術上の秘密を取得した後にその技術上の秘密について営業秘密不正取得行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないで、その技術上の秘密に係る技術秘密記録媒体等、その技術上の秘密が化体された物件又は当該技術秘密記録媒体等に係る送信元識別符号を保有する行為があった場合において、その行為をした者が生産等をしたときは、その者は、不2条1項6号に掲げる不正競争として生産等をしたものと推定する。  
(不5条の2第2項)
- ・ 技術上の秘密をその保有者から示された後に、不正の利益を得る目的で、又は当該技術上の秘密の保有者に損害を加える目的で、当該技術上の秘密の管理に係る任務に違反して、次に掲げる方法でその技術上の秘密を領得する行為があった場合において、その行為をした者が生産等をしたときは、その者は、不2条1項7号に掲げる不正競争として生産等をしたものと推定する。(不5条の2第3項)
  - 一 技術秘密記録媒体等又は技術上の秘密が化体された物件を横領すること。
  - 二 技術秘密記録媒体等の記載若しくは記録について、又は技術上の秘密が化体された物件について、その複製を作成すること。
  - 三 技術秘密記録媒体等の記載又は記録であって、消去すべきものを消去せず、かつ、当該記載又は記録を消去したように仮装すること。
- ・ 技術上の秘密を取得した後にその技術上の秘密について営業秘密不正開示行為があったこと若しくは営業秘密不正開示行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないで、その技術上の秘密に係る技術秘密記録媒体等、その技術上の秘密が化体された物件又は当該技術秘密記録媒体等に係る送信元識別符号を保有する行為があった場合において、その行為をした者が生産等をしたときは、その者は、不2条1項9号に掲げる不正競争として生産等をしたものと推定する。(不5条の2第4項)

## 1.4.3 営業秘密・限定提供データの保護の強化

### 裁定手続で提出される書類に 営業秘密が記載された場合の閲覧制限

- ・ 何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

(特186条、実55条、意63条)

三 裁定に係る書類であって、当事者、当事者以外の者であってその特許に関し登録した権利を有するものの又は特84条の2の規定により意見を述べた通常実施権者からこれらの者の保有する営業秘密が記載された旨の申出があったもの

## 令和5年 改正情報 2.1 送達制度の見直し

### 在外者へ査定結果等の書類を郵送できない場合の、公表によるみなし送付、インターネットを通じた送達制度の整備

- ・ 特許庁長官の指定する職員又は審判書記官は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。(特191条1項)
  - 一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
  - 二 前条において準用する民訴法107条1項の規定により送達をすることができない場合
  - 三 特192条2項の規定により書類を発送することが困難な状況が6月間継続した場合
- ・ 公示送達は、送達する書類を送達を受けるべき者に何時でも交付すべき旨を官報及び特許公報に掲載するとともに、その旨を特許庁の掲示場に掲示し、又は特許庁の事務所に設置した電子計算機の映画面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置くことにより行う。
- ・ 経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官は、特許等関係法令の規定による通知又は命令であって経済産業省令で定めるものについては、経済産業省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。ただし、特定通知等の相手方が電子情報処理組織を使用する方法により特定通知等を受ける旨が経済産業省令で定める方式による届出をしている場合に限る。(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律5条)



## 2.2.1 書面手続のデジタル化等のための見直し

## 特許等に関する書面手続のデジタル化

- ・ 特43条1項の規定による優先権の主張をした者は、最初に出願をし、若しくはパリ条約4条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願をし、若しくはパリ条約4条A(2)の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面、その出願の際の書類で明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲及び図面に相当するものの謄本若しくはこれらと同様の内容を有する公報若しくは証明書であってその同盟国の政府が発行したもの（電磁的方法（電子的方法、磁気的方法）その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。特43条5及び特44条4項において同じ）により提供されたものを含む）又はこれらの写しを次の各号に掲げる日のうち最先の日から1年4月以内に特許庁長官に提出しなければならない。（特43条2項）
- ・ 特44条1項に規定する新たな特許出願をする場合には、もとの特許出願について提出された書面又は書類（特43条2項の規定により提出された場合には、電磁的方法により提供されたものを含む）であって、新たな特許出願について特30条3項、特41条4項又は特43条1項及び2項の規定により提出しなければならないものは、当該新たな特許出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。（特44条4項）

## 2.2.2 書面手続のデジタル化等のための見直し

## 特許等に関する書面手続のデジタル化

- ・ 実10条1項に規定する出願の変更をする場合には、もとの特許出願について提出された書面又は書類(実11条1項において準用する特43条2項の規定により提出された場合には、電磁的方法により提供されたものを含む)であって、新たな実用新案登録出願について実8条4項又は実11条1項において準用する特30条3項若しくは特43条1項及び2項の規定により提出しなければならないものは、当該新たな実用新案登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。(実10条8項)
- ・ 意10条の2第1項に規定する新たな意匠登録出願をする場合には、もとの意匠登録出願について提出された書面又は書類(意15条1項において準用する特43条2項の規定により提出された場合には、電磁的方法により提供されたものを含む)であって、新たな意匠登録出願について意4条3項又は意15条1項において準用する特43条1項及び2項の規定により提出しなければならないものは、当該新たな意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。(意10条の2第3項)
- ・ 商10条1項に規定する新たな商標登録出願をする場合には、もとの商標登録出願について提出された書面又は書類(商13条1項において準用する特43条2項の規定により提出された場合には、電磁的方法により提供されたものを含む)であって、新たな商標登録出願について商9条2項又は商13条1項において準用する特43条1項及び2項の規定により提出しなければならないものは、当該新たな商標登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものといなす。(商10条3項)

## 2.2.3 書面手続のデジタル化等のための見直し

### 特許等に関する書面手続のデジタル化

- ・ 特許庁長官は、指定特定手続その他経済産業大臣、特許庁長官、審判庁又は審査官に対する手続であって経済産業省令で定めるものが書面又は電子情報処理組織を使用する方法であって経済産業省令で定めるものにより提供された電磁的記録により行われたときは、指定特定手続にあつては7条1項の磁気ディスクに記録された事項を、それ以外の指定特定手続等にあつては当該書面に記載され、又は当該電磁的記録に記録された事項を、経済産業省令で定めるところにより、それぞれファイルに記録しなければならない。  
(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律8条1項)

## 2.2.4 書面手続のデジタル化等のための見直し

### 商標の国際登録出願における手数料一括納付

- ・ 国際登録出願を電磁的方法(政令で定めるものを除く)によりしようとする者は、実費を勘案して政令で定める額に相当する額を議定書2条(1)に規定する国際事務局に納付しなければならない。(商68条の2第5項)

# 令和5年 改正情報

## 2.3 手数料減免制度の見直し

### 中小企業の特許に関する手数料の減免 一部件数制限

- ・ 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であって資力を考慮して政令で定める要件に該当する者が、出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、特195条2項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。ただし、当該者のうち経済的困難その他の事由により出願審査の請求の手数料を納付することが特に困難であると認められる者として政令で定める者以外の者に対しては、政令で定める件数を限度とする。（特195条の2）
- ・ 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であって、特109条の2第1項の政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、特195条2項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。ただし、当該者のうち特109条の2第3項に規定する試験研究機関等その他の研究開発及び技術開発を行う能力又は産業の発達に対する寄与の程度が特に高いと認められる者として政令で定める者以外の者に対しては、政令で定める件数を限度とする。（特195の2の2）

## 3.1 外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充

### 法定刑引き上げ、法人の処罰対象拡大

- ・ 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(不21条4項)

#### 四 不18条1項の規定に違反したとき。

不18条1項:何人も外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあっせんをさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申し込み若しくは約束をしてはならない。

- ・ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。(不22条1項)

#### 一 不21条4項又は6項 十億円以下の罰金刑

- ・ 不21条4項の罪は、日本国内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者であって、その法人の業務に関し、日本国外において同号の罪を犯した日本国民以外の者にも適用する。(不21条11項)

## 3.2 国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化

### 営業秘密に関する訴えの管轄権及び適用範囲

- ・ 日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密であって、日本国内において管理されているものに関する不2条1項4号、5号、7号又は8号に掲げる不正競争を行った者に対する訴えは、日本の裁判所に提起することができる。ただし、当該営業秘密が専ら日本国外において事業の用に供されるものである場合は、この限りでない。(不19条の2第1項)
- ・ 第1章、第2章及びこの章の規定は、日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密であって、日本国内において管理されているものに関し、日本国外において不2条1項4号、5号、7号又は8号に掲げる不正競争を行う場合についても、適用する。ただし、当該営業秘密が専ら日本国外において事業の用に供されるものである場合は、この限りでない。(不19条の3)